

都城市分別収集計画（第9期）

令和 元年 6 月 2 7 日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の維持のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことにより、循環型社会を形成していく必要がある。

よって、容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、かつ（あわせて）容器包装廃棄物の4Rを推進することにより、廃棄物の減量化、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減及び資源の有効利用を図る目的で、市民、事業者、市が一体となって取り組むべく本計画を策定するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・資源循環型の社会づくりを推進する。
- ・全ての関係者が一体となったごみの排出抑制と再資源化を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 容器包装廃棄物 | 9,176 t | 9,131 t | 9,087 t | 9,042 t | 8,998 t |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① ごみカレンダーの各戸配布

前年度末に、新年度のごみ収集日及び可燃・不燃・資源ごみの分別方法を記載したごみカレンダーを市民に配布する。ごみカレンダーは、各自治公民館を通じて配布するとともに、本庁、各総合支所、各市民センター、一部商業施設に配置し、自由に持帰ることができる体制をとる。

また、英語版、中国語版、モンゴル語版、ベトナム語版を作成し、市在住外国人のごみ減量化、再資源化への関心を促す。

② 環境教育の充実

小学校や地域に赴き、ごみの分別、4Rを中心に児童や市民に環境教育を行う。

また、ごみ処理施設の見学会を行い、ごみ排出量や処理費が急増している現状と循環型社会について認識を深めてもらう。

③ 都城市リサイクル事業

ごみの減量化、再資源化を図るため、各地区の資源回収ステーションで缶類、びん類、紙類、ペットボトル等の分別収集を行う。

④ 都城市校内団体資源回収事業

資源の再利用と環境美化に対する園児、児童、生徒の意識高揚を図るた

め、保育・幼稚園、小・中・高等学校及びその他の学校（団体）を対象に缶類、びん類、牛乳パック及び紙類の収集を行う。

⑤ 環境まつりにおける啓発

環境まつりの会場で4Rに関する対象品の展示、配布、販売を行うと共に、まつりの参加者に循環型社会形成の推進のための啓発を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、都城市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 |
|---|---------------------------------|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 | 缶 |
| 主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 | ・無色びん ガラスびん・茶色びん ・その他の色びん |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 飲料用紙パック ・牛乳パック |
| 主として段ボール製の容器 | 段ボール |
| 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | 白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記） |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|--|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|
| 主としてスチール製の容器 | 85 t | | 85 t | | 85 t | | 84 t | | 84 t | |
| 主としてアルミ製の容器 | 171 t | | 171 t | | 170 t | | 169 | | 168 t | |
| 無色のガラス製容器 | (合計) 270 t | | (合計) 269 t | | (合計) 268 t | | (合計) 266 t | | (合計) 265 t | |
| | (引渡) 270 t | (独自) 0 t | (引渡) 269 t | (独自) 0 t | (引渡) 268 t | (独自) 0 t | (引渡) 266 t | (独自) 0 t | (引渡) 265 t | (独自) 0 t |
| 茶色のガラス製容器 | (合計) 483 t | | (合計) 481 t | | (合計) 478 t | | (合計) 476 t | | (合計) 474 t | |
| | (引渡) 483 t | (独自) 0 t | (引渡) 481 t | (独自) 0 t | (引渡) 478 t | (独自) 0 t | (引渡) 476 t | (独自) 0 t | (引渡) 474 t | (独自) 0 t |
| その他の色のガラス製容器 | (合計) 127 t | | (合計) 126 t | | (合計) 126 t | | (合計) 125 t | | (合計) 124 t | |
| | (引渡) 127 t | (独自) 0 t | (引渡) 126 t | (独自) 0 t | (引渡) 126 t | (独自) 0 t | (引渡) 125 t | (独自) 0 t | (引渡) 124 t | (独自) 0 t |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) | 37 t | | 36 t | | 36 t | | 36 t | | 36 t | |
| 主として段ボール製の容器 | 465 t | | 463 t | | 461 t | | 459 t | | 456 t | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | (合計) 440 t | | (合計) 437 t | | (合計) 435 t | | (合計) 433 t | | (合計) 431 t | |
| | (引渡) 440 t | (独自) 0 t | (引渡) 437 t | (独自) 0 t | (引渡) 435 t | (独自) 0 t | (引渡) 433 t | (独自) 0 t | (引渡) 431 t | (独自) 0 t |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | (合計) 10 t | |
| | (引渡) 10 t | (独自) 0 t |
| (うち白色トレイ) | (合計) 10 t | |
| | (引渡) 10 t | (独自) 0 t |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

① 人口変動率の予測

平成27年4月1日と平成31年4月1日の都城市住民基本台帳人口の減少分から年毎の減少率を次のとおり算定した。

$$164,267 \text{ 人 (平成31年)} - 168,271 \text{ 人 (平成27年)} = \Delta 4,004 \text{ 人}$$

$$(\Delta 4,004 \text{ 人} \div 164,267 \text{ 人}) \div 5 \text{ 年} = \Delta 0.004875$$

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 163,466人 (平均減少率) | 162,669人 (対前年度比) | 161,876人 (対前年度比) | 161,086人 (対前年度比) | 160,301人 (対前年度比) |
| △0.49% | △0.49% | △0.49% | △0.49% | △0.49% |

② 計画各年の分別基準適合物の予測

平成30年度の家庭ごみ総排出量（実績）を基準に、①で求めた計画各年の人口変動率（対前年度比）で、計画各年の分別基準適合物及び家庭ごみ総排出量の推定量を予測した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

- ・分別収集は、現行の収集体制で行う。
- ・分別収集の実施主体については、「別紙4」のとおりとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、ガラスびん、ペットボトル及び白色トレイについては、都城市のリサイクルプラザで選別、圧縮・保管している。また、紙パック、段ボールについては、民間の廃品回収業者の保管施設で選別・圧縮される。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民総参加のリサイクル運動として、都城市リサイクル事業を開始し、自主的な地域リサイクル活動を自治公民館等で行っている。
- ・ 自治公民館等の資源回収を促進するため、奨励金の交付、回収機材などの支援を行っている。